

納 税 長 課 税 務 長 課 収 税 長 殿 収 納 課 長 徴 課 収 셭

オンライン参加可能



日経東発第60024466·60024467号 令和7年9月10日

一般社団法人 日本経営協会 理事長 引野 隆志

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

徴収事務を実務的にマスターするシリーズ

滞納処分ができない債権の回収についての解説

<令和8年1月19日(月)・20日(火)>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本会事業活動に格別なご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「徴収事務を実務的にマスターするシリーズ」は、全 10 回にわたって開催するもので、すべて受講していただ くことにより、滞納処分全般に精通する徴収職員を育成することを目的に企画したものです。もちろん単体での受講も 可能です。講師は、税務大学校、自治大学校、東京税務協会、日本年金機構等で多年にわたり徴収事務の講座をされてき た税理士の小山紀久朗氏が全回指導いたします。

各団体におかれましては、公営住宅の賃料や給食費など、滞納処分ができない債権の回収に頭を悩ませていることと 拝察します。加えて、給食費の公会計化を推進することが求められているところです。これらの債権回収について、税の 徴収担当に相談されることも多いと思われますところから、シリーズ 10 は、「滞納処分ができない債権の回収につい ての解説」にテーマを絞り解説するとともに、これら債権の回収根拠となる民事執行法についても、その概要を説明し ます。

公務ご多忙の折とは存じますが、本講座に多数の担当職員の方がご参加くださいますようご案内申し上げます。

記

敬具

(12:30から受付)

時: 令和 8 年 1 月 19 日(月) 13:00 ~ 17:00

1月20日(火) 9:30~16:30

小山 紀久朗氏 講 師:税理士

参加方法:[**会場参加**] 日本経営協会内専用教室

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-31-11 (住友不動産新宿南口ビル 13 階)

[オンライン参加] Zoom による Live 配信

参 加 料:会員(1 名) 36,300 円(稅込) (負担金)一般(1名) 39.600 円(税込)

〈会場案内図〉 住友不動産 新宿南ロビル 新宿御苑 13階 般社团法人 日本経営協会 十日駅 E8出口db 明治通り $\mathbf{\omega}$ \mathbf{m} ●交番 ●ローソン 服部栄養€ 新宿高鳥屋 セブンイレブン バーガー JR 「代々木」駅、 NTTドコモビル ※東口改札から徒歩5分 東口出口 東京メトロ副都心線・丸ノ内線 JR代令木駅 都営新宿線「新宿三丁目」駅 🎩 🗷 🗷 ※E8出口から徒歩2分

申込方法:本会ホームページから講座名を検索していただき、お申込みください。
※令和6年度より、FAXでのお申込みは廃止いたしました。
・講座開催日の約1か月前より順次、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡ください。
・お申込みは5営業日前までにお願いいたします。
・定員になり次第結め切りされる場合は、選集会は、選集をは、選集をは、

・定員になり次等締め切らせていただきます。受付状況は、本会ホームページからご確認いただけます。 キャンセル:お申込み後、キャンセルされる場合は必ず事前にご連絡下さい。 会場参加の場合、開催日の3営業日前~前日のキャンセルは参加料の30%、開催当日のキャンセル・ご欠席は100%をキャンセル料 として申し受けます。オンライン参加の場合は、開催日の5営業日前~当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。 その他:参加者が必数の場合、天災、その他の不可抗力の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

〇オンライン参加での留意事項

- ン参加の場合、セミナー実施3営業日前を目途に、ZOOM ID 等をメールにてお知らせいたします。
- ・お申込みをいただいた参加者のみご受講をお願いします。お申込みをいただいていない方の配信閲覧は堅くお断りいたします。

お申込み お問合せ先

日



般社団法人占

本部事務局 企画研修グループ 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-31-11

TEL(03)6632-7139

E-mail:tks@noma.or.jp URL http://www.noma.or.jp

(お問合せは平日の月曜日~金曜日の9:15~17:15にお願いいたします)

▶プログラム◀

地方団体が有する債権の中には、租税公課といわれる滞納処分によって回収できるも ののほかに、例えば、公営住宅の賃料や貸金債権など滞納処分によっては回収すること ができないものが多数あり、これらは、最終的には強制執行によって回収することにな ります。

そこで、

- 1. 滞納処分によって回収できる債権とできない債権の区分
- 2. 滞納処分で回収できない債権の回収方法
- 3. 回収の具体的手続
- 4. 滞納者が倒産手続に入った場合の対処方法
- 5. 民事執行法の概要 等について詳しく説明します。

講師紹介

小山 紀久朗 氏

平成7年 東京国税局徵収部訟務官室長

平成9年 王子税務署長

平成10年 税理士登録

平成11年~平成17年

㈱整理回収機構執行役員相談室長

平成19年~平成22年

内閣府 官民競争入札等監理委員会専門委員

平成27年~

八千代市固定資産評価審査委員会委員

現在、税理士として幅広くご活躍中

※当日は最新の情報を反映する等、予告なく一部内容を変更する場合がございます。予めご了承ください。

「徴収事務を実務的にマスターするシリーズ」令和7年度開催案内

シリーズ1 国税徴収法・地方税総則の解説

シリーズ2 財産調査

シリーズ3 債権差押え

シリーズ4 交付要求・参加差押え

シリーズ5 第二次納税義務

シリーズ6 連帯納税義務・納税義務の承継

シリーズ7 納税の緩和措置・倒産処理手続と滞納処分

シリーズ8 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(滞調法)の解説

シリーズ9 差押財産換価事務の進め方

シリーズ10 滞納処分ができない債権の回収

令和7年5月19日(月)~5月20日(火)

令和7年6月9日(月)~6月10日(火)

令和7年6月23日(月)~6月24日(火)

令和7年7月7日(月)~7月8日(火)

令和7年8月4日(月)~8月5日(火)

令和7年9月1日(月)~9月2日(火)

令和7年10月14日(火)~10月15日(水)

令和7年11月4日(火)~11月5日(水)

令和7年12月10日(水)~12月12日(金)

令和8年1月19日(月)~1月20日(火)

※令和6年度より、FAXでのお申込は廃止いたしました。 下記URLよりお申込みください。

